

## 「地域医療コース」と「岐阜県コース」に関するQ & A

(令和6年4月1日時点)

平成31年度入試から岐阜大学地域枠推薦入試に新設された「地域医療コース」と、従来の地域枠制度を引き継いだ「岐阜県コース」について、よくある質問を取りまとめましたので、ご覧下さい。

(出願資格・定員等について)

Q1 地域医療コースと岐阜県コースの出願資格は何ですか。

A1 地域医療コースの出願資格は、これまでの地域枠の出願要件を満たし、かつ対象市町村地域の出身者で、当該市町村長の推薦を受けた者となります。岐阜県コースの出願資格は、これまでの地域枠と変更ありません。

Q2 地域医療コースの対象となる出身者の定義は何ですか。

A2 これまでの岐阜大学医学部地域枠の出願資格である①岐阜県内の高等学校であること、②他県の高等学校の場合は在学期間中の3年間岐阜県内に居住し、居住地から通学していること、という条件を満たした上で、原則、出願時、出願予定者本人が対象市町村地域に居住している、または出願予定者を現に扶養する者が出願予定者本人の高等学校在学期間中の3年間対象市町村地域に居住している者となります。

Q3 地域医療コースの対象となる市町村地域はどこですか。

A3 海津市（旧南濃町・旧平田町）、美濃加茂市、白川町、東白川村、美濃市、郡上市、瑞浪市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市、白川村の13市町村（市町村の一部地域を含む）です。なお、海津市（旧南濃町・旧平田町）については、市町村の一部地域が対象となっていますので、ご留意願います。

Q4 地域医療コースは、なぜ13市町村地域だけが対象なのですか。

A4 対象の地域は、医師不足が特に深刻な過疎地域、豪雪・特別豪雪地帯、振興山村地域、特定農山村地域のいずれかの法律に基づく地域に限定しているためです。なお、旧町村単位で指定されている場合もあるため、市町村によっては一部の地域となっております。

Q5 対象市町村地域の出身者ではないのですが、将来、地域医療に貢献する意志があるので、地域医療コースに出願したいのですが。

A5 出願することはできません。13市町村地域の出身者の方が出願できます。なお、修学資金の上乗せはありませんが、本人が希望すれば岐阜県コースでも対象市町村の医療機関で勤務することは可能です。

Q6 地域医療コースと岐阜県コースの定員はそれぞれ決まっていますか。

A6 地域医療コースと岐阜県コースのそれぞれの定員はありません。地域医療コースと岐阜県コースを合わせて 28 名の定員となります。

Q7 地域医療コースを選択して入学し、途中で岐阜県コースに変更することは可能ですか。

A7 選択したコースを変更することは認められません。

(地域医療コースの出願手続きについて)

Q8 出身市町村長の推薦を受けるにはどのような手続きが必要ですか。

A8 各市町村の医師確保に関する部署に推薦依頼書をご提出いただき、面接審査や書類審査等により市町村が推薦の可否を決定することになります。推薦依頼書の受付期間・提出先・提出様式等詳細は後日、各市町村が公表するほか、本ホームページにおいてとりまとめ、掲載する予定です。

(修学資金の額について)

Q9 地域医療コース、岐阜県コースそれぞれの修学資金の金額はいくらですか。

A9 それぞれのコースにおける 6 年間の総額は以下のとおりの予定です。なお、地域医療コースの月額 20 万円のうち、10 万円については、出身市町村の負担となります。

地域医療コース・・・入学金相当額+授業料相当額+月額 20 万円(6 年間) = 17,896,800 円

岐阜県コース・・・入学金相当額+授業料相当額+月額 10 万円(6 年間) = 10,696,800 円

Q10 地域医療コースにおける修学資金は県と市町村、それぞれから支払われるのですか。

A10 県でまとめてお支払いいたします。

(修学資金の返還免除要件について)

Q11 地域医療コース、岐阜県コースそれぞれの修学資金の返還免除要件を教えてください。

A11 それぞれの返還免除要件は以下のとおりです。

地域医療コース・・・原則出身圏域で初期臨床研修を修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム(※)が作成したプログラムに基づき、引き続き岐阜県内の医療機関等で 7 年間業務に従事し、うち少なくとも 4 年間を知事が指定する医療機関等(うち少なくとも 2 年以上は原則出身市町村、残りは出身圏域)で勤務すること

岐阜県コース・・・岐阜県内で初期臨床研修を修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム(※)が作成したプログラムに基づき、引き続き岐阜県内の医療機関等で 7 年間業務に従事し、うち少なくとも 4 年間を知事が指定する医療機関等(岐阜圏域以外)で勤務すること

※岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとは、岐阜県内に勤務する医師の育成と地域医療の確保を目的として、岐阜大学医学部、同附属病院や県内臨床研修病院、その他関係機関等によって

構成される組織です。

〈ホームページURL〉 <https://www.gifudr-conso.jp/>

Q12 岐阜県内の各圏域に含まれる市町村はどこですか。

A12 岐阜県内には、5つの圏域があり、それぞれ以下の市郡が含まれます。

岐阜圏域・・・岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡

西濃圏域・・・大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡

中濃圏域・・・関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡

東濃圏域・・・多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

飛騨圏域・・・高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

Q13 地域医療コース対象市町村に所在する知事が指定する医療機関等とは、どこですか。

A13 本 Q&A 末尾に掲載されている一覧表を参照してください。

Q14 地域医療コースで入学した場合、初期臨床研修先は出身圏域で行う必要がありますか。

A14 原則、出身圏域の臨床研修指定病院で研修していただくことになります。よって、臨床研修病院のマッチングの際には、出身圏域の病院を複数登録するようにしてください。

Q15 初期臨床研修修了後、すぐに出身市町村の医療機関等で勤務することになるのですか。

A15 初期臨床研修修了後の残りの義務年限7年間のうち、4年間は出身圏域及び出身市町村に所在する知事が指定する医療機関等で勤務する必要がありますが、勤務時期は本人、市町村及び岐阜県医師育成・確保コンソーシアム等の意向を踏まえ決定することになります。

Q16 地域医療コースの場合、2年間は必ず出身市町村で勤務しなければなりませんか。

A16 原則2年以上、出身市町村の医療機関で勤務いただく必要がありますが、勤務先については出身市町村の意向を踏まえ決定することになりますので、本人の意向や特別な事情がある場合には協議いただくこととなります。

Q17 平成29年度に医学生修学資金制度が改正され、へき地や、医師不足診療科で一定期間勤務した場合、義務年限が短縮されることになりましたが、これは地域医療コースと岐阜県コースの入学者にも適用されますか。

A17 適用されません。

Q18 地域医療コースを選択した場合、将来専攻する診療科は限定されますか。

A18 限定はされません。ただし、出身市町村の医療機関での勤務が義務付けられておりますので、総合内科等の地域医療への貢献度が高い診療科を専攻されることが望ましいと考えます。

## ◆Q13 関係 地域医療コース対象市町村に所在する知事が指定する医療機関等の一覧

R6.4.1 現在

対象市町村	病診の別	医療機関等名
海津市	病院	海津市医師会病院 社会医療法人緑峰会養南病院
美濃加茂市	病院	社会医療法人厚生会中部国際医療センター 社会医療法人厚生会中部脳リハビリテーション病院 太田病院 特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル
	診療所	可茂保健所
白川町	病院	医療法人白水会白川病院
東白川村	診療所	東白川村国保診療所
美濃市	病院	美濃市立美濃病院
	診療所	関保健所
郡上市	病院	郡上市民病院 県北西部地域医療センター国保白鳥病院 社会医療法人白鳳会鷲見病院 医療法人春陽会慈恵中央病院
	診療所	関保健所郡上センター 県北西部地域医療センター国保和良診療所 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所
瑞浪市	病院	東濃厚生病院 医療法人仁誠会大湫病院
中津川市	病院	総合病院中津川市民病院
	診療所	国民健康保険蛭川診療所 国民健康保険坂下診療所
恵那市	病院	市立恵那病院 国民健康保険上矢作病院
	診療所	恵那保健所 国民健康保険飯地診療所 国民健康保険三郷診療所 国民健康保険山岡診療所
高山市	病院	高山赤十字病院 久美愛厚生病院 医療法人生仁会須田病院

	診療所	飛騨保健所 国民健康保険清見診療所 国民健康保険荘川診療所 国民健康保険久々野診療所 国民健康保険朝日診療所 国民健康保険高根診療所 国民健康保険栢尾診療所
飛騨市	病院	国民健康保険飛騨市民病院
	診療所	国民健康保険飛騨市河合診療所 国民健康保険飛騨市宮川診療所
下呂市	病院	岐阜県立下呂温泉病院 下呂市立金山病院 特定医療法人隆涼会南ひだせせらぎ病院
	診療所	飛騨保健所下呂センター 下呂市立小坂診療所 下呂市立馬瀬診療所
白川村	診療所	県北西部地域医療センター国保白川診療所

本 Q&A の記載事項のほか、不明な点は以下まで御遠慮なくお問い合わせください。

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 医療人材確保係

TEL : 058-272-8254 E-mail : c11230@pref.gifu.lg.jp